

## 第4章 農業政策をめぐる動向

### 1 農業政策の動き

#### (1) 食料・農業・農村基本法

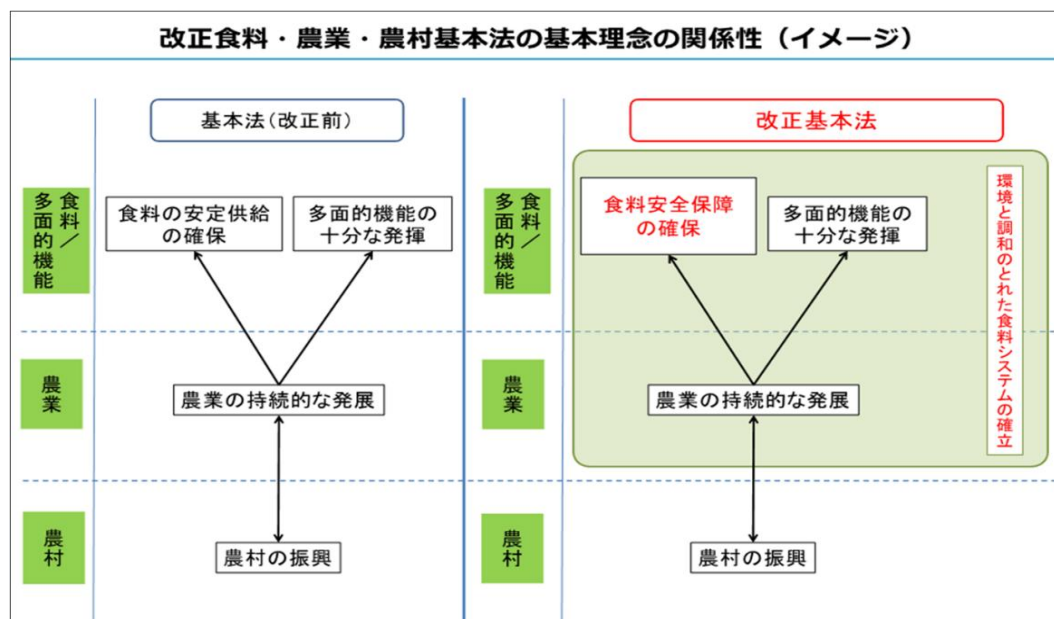
平成11年7月に制定された食料・農業・農村基本法は、食料・農業・農村に関する施策の基本理念及びその実現を図るために基本となる事項が定められています。

これまで基本理念には「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」及び「農村の振興」の4つが掲げられ、この具体化に向けた施策が推進されてきました。

制定からおよそ四半世紀が経過し、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、国は令和4年9月以降、基本法の検証・見直しに向けた検討を行い、食料・農業・農村基本法改正法（以下、改正法）が令和6年5月29日に成立、同年6月5日に公布・施行されました。

改正法では、基本理念に、国民一人一人の「食料安全保障の確保」と、「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たに位置付けられました。食料システムは、生産・加工・流通・小売・消費の各段階の関係者が連携するという新たな概念であり、合理的な価格の形成や環境負荷低減など、持続可能性を高める取組を関係者が一体となって進めていくこととされています。

また、改正法の中では、人口減少に伴う農業者の減少等が生じる状況においても、食料の供給機能や多面的機能が発揮され、農業の持続的な発展が図られなければならないとして、「生産性の向上」「付加価値の向上」「環境負荷低減」が農業生産の方向性として位置づけられるとともに、「農村の振興」の方向性として「地域社会の維持」が位置付けられました。



出典：農林水産省

## (2) 食料・農業・農村基本計画

国は、改正法に基づき、新たな食料・農業・農村基本計画（以下、基本計画）を令和7年4月に策定しました。

基本計画は、改正法で定める、基本理念の実現を図る観点から、5つのテーマ、①我が国の食料供給、②輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）、③国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム、④環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、⑤農村の振興、併せて国民理解の醸成及び自然災害への対応等で整理されています。

基本計画は、平時からの食料安全保障を実現する観点から、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化に対応し、また、短期的な食料・農業・農村に係る課題の発生等があっても対応し得る構造にするため、その計画期間を5年間とし、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとしています。

また、基本計画の実効性を高めるため、食料自給率に加えて、その他の食料安全保障の確保に関する目標及びKPIを設定し、少なくとも年1回、その目標の達成状況を調査・公表するなどし、おおむね5年ごとに基本計画の変更を行うこととしています。

# 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

## 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

○従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。  
 ○改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。

関係者の連携による持続的な食料システムの確立	<b>食料安全保障の確保</b> 食料の安定的な供給 国内の農業生産の増大 目標 ○食料自給率 ・摂取ベース：53% ・国際基準準拠：45% + 安定的な輸入の確保 + 備蓄の確保 食料自給力の確保 （農地、人、技術、生産資材） 目標 ○農地の確保 ・農地面積：412万ha ○持続可能な農業構造 49歳以下の担い手数： 現在の水準 （2023年：4.8万）を維持 ○生産性の向上 （労働生産性・土地生産性） ・1経営体当たり生産量：1.8倍 ・生産コストの低減： （米）15ha以上の経営体 11,350円/60kg→9,500円/60kg （麦、大豆）2割減（現状比）	<b>&gt; 農地総量の確保、持続可能な農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保</b> ○水田政策を令和9年度から根本的に見直し、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換 ○コメ輸出の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進 ○規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、 <b>農地・水を確保</b> するとともに、地域計画に基づき、担い手への <b>農地の集積・集約化</b> を推進 ○ <b>持続可能な農業構造の構築</b> のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保 ○ <b>生産コストの低減</b> を図るため、 <b>農地の大区画化</b> 、情報通信環境の整備、 <b>スマート農業技術の導入・DXの推進</b> や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進 ○ <b>生産資材の安定的な供給</b> を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進	農業経営の「収益力」を高め、 農業者の「所得を向上」
	輸出の促進 （国内の食料需要減少下においても供給能力を確保） 目標 ○農林水産物・食品の輸出額 【輸出額：5兆円】	<b>&gt; 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化</b> ○マーケットイン・マーケットメイクの観点からの <b>新たな輸出先の開拓</b> 、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進 ○ <b>食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大</b> による輸出拡大との相乗効果の発揮	

関係者の連携による持続的な食料システムの確立	<b>食料安全保障の確保</b> 食料の安定的な供給 食品産業の発展 合理的な価格形成 国民一人一人が入手できる 物理的アクセス+経済的アクセス +不測時のアクセス 環境と調和のとれた食料システムの確立 目標 ○温室効果ガス削減量（2013年度比） 【削減量：1,176.7万t-CO <sub>2</sub> 】 多面的機能の発揮	<b>&gt; 食料システムの関係者の連携を通じた「国民一人一人の食料安全保障」の確保</b> ○原材料調達安定化、環境・人権・栄養への配慮等 <b>食品等の持続的な供給のための取組を促進</b> ○コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた <b>食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成</b> の推進 ○ <b>ラストワンマイル物流の確保</b> 、未利用食品の <b>出し手・受け手のマッチング</b> 、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施
	<b>農村の振興</b> 農業生産の基盤の整備・保全 地域の共同活動の促進 農村との関わりを持つ者の増加 機会の創出+経済面での取組+生活面での取組 目標 ○農村関係人口の拡大が見られた市町村数 【市町村数：630】 ○農村地域において創出された <b>付加価値額</b> 【付加価値額：22兆円】 中山間地域等の振興、鳥獣被害対策	<b>&gt; 地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」、「きめ細やかな中山間地域等の振興」</b> ○2025年夏を目途に「 <b>地方みらい共創戦略</b> 」を策定し、「 <b>『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト</b> 」の下、 <b>官民共創</b> の仕組みを活用した、地域内外の <b>民間企業の参画促進</b> や地域と企業の新たな結合等により、 <b>関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出</b> ○ <b>所得向上や雇用創出</b> のため、 <b>農泊や農福連携</b> 等、地域資源をフル活用し付加価値のある <b>内発型新事業</b> を創出 ○ <b>生活の利便性</b> 確保のため、 <b>自家用有償旅客運送</b> 等の移動手段の確保等の <b>生活インフラ</b> 等を確保 ○ <b>中山間地域等の振興</b> のため、 <b>農村RMO</b> の立上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、 <b>地域課題に対応したスマート農業技術の開発・導入</b> 、 <b>地域の特色を活かした農業で稼ぐ</b> ための取組を支援

**国民理解の醸成** ○農業等に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげるため、**食育**等を推進

出典：農林水産省

## 2 地域計画の取組

高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。このような地域の課題を解決するため、令和5年4月1日に改正農業経営基盤強化促進法が施行され、市町村において、令和7年3月末までに「地域計画」を策定することとされました。

地域計画とは、地域の話合いを通じて「地域農業の将来のあり方」や「誰がどのように農地を利用するか」を明確にしたものです。

地域計画では、地域農業の現状や課題のほか、10年後の農地利用を示した「目標地図」を作成し計画の実現を目指すものとなっています。

本県では令和7年3月末時点で791地区の地域計画が策定されており、今後、地域の方はもとより、関係機関・団体が連携し、計画のブラッシュアップを図りながら、人材の確保やスマート農業の導入による生産性向上、農地の区画拡大や集積・集約による効率的な生産基盤の確立等、各種施策を講じて、計画の実現を推進していく必要があります。

### <策定に向けた地域の話合いの様子>



### <目標地図（イメージ図）>

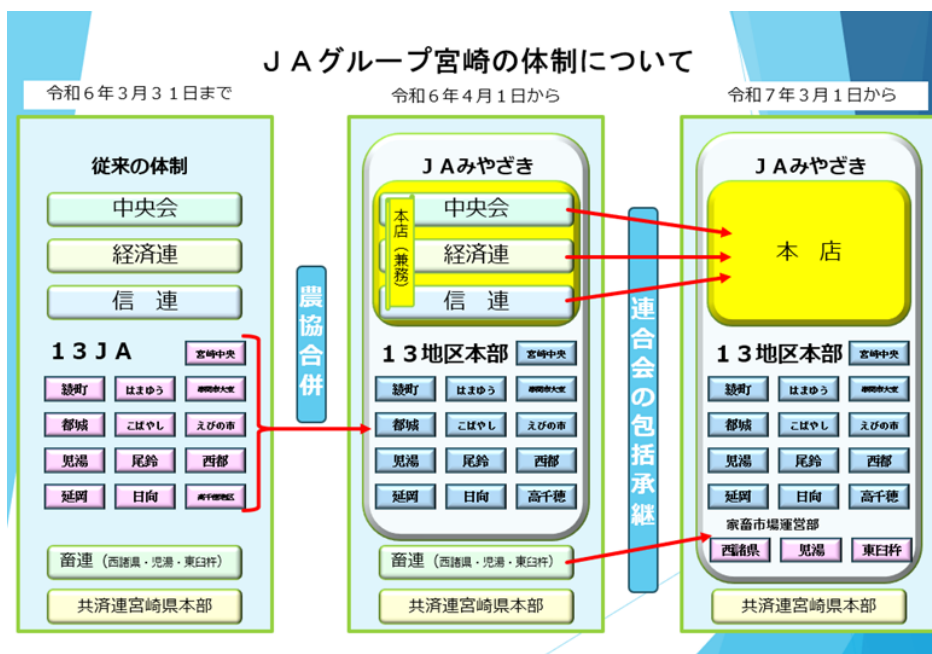
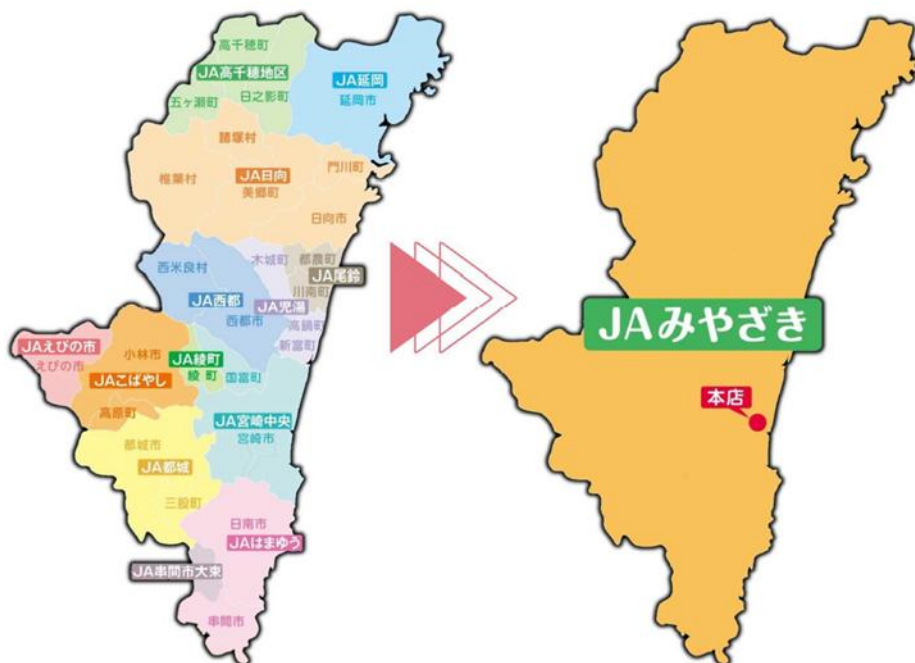


※耕作者別に色分けしている

### 3 県域JAの誕生

令和6年4月、県内の13JAが合併し、県域JA「宮崎県農業協同組合（JAみやざき）」が発足しました。また、令和7年3月には、全国で初めて3つの連合会（JA中央会、JA経済連、JA信連）等も統合され、これらにより職員数や農畜産物の販売取扱高などが国内有数規模のJAとなりました。

農業を取り巻く環境は、国内人口の減少・高齢化、肥料・飼料・燃料等の価格高騰など、厳しい状況にありますが、合併により、仕入れや物流の集約による経費削減や販売単価の安定化、老朽化した施設の更新などが順次進められ、農業者の所得向上等が期待されます。



## 4 G7 農業大臣会合の開催

令和5年4月22～23日、G7広島サミットの関係閣僚会合の1つとして、宮崎市で、G7宮崎農業大臣会合が開催されました。

世界的な課題である食料安全保障の強化に向けてG7各国の農業大臣が議論を行い、本県の高校生からは持続可能な農業の実現に向けたイノベーションの推進や農業の魅力の発信、食への感謝と農業教育について提言が行われました。

提言等を踏まえた議論の結果、今後の農業・食料政策の方向性として、「自国の生産資源を持続可能な形で活用すること」、「農業の生産性向上と持続可能性の両立」、「あらゆる形のイノベーションにより、農業の持続可能性を向上させること」について共通の認識がもたれ、議論を取りまとめた共同声明とともに、G7各国が取り組むべき行動をまとめた「宮崎アクション」が採択されました。

### <G7 宮崎農業大臣会合協力推進協議会の広報デザイン>



### <G7 大臣会合フォトセッション>



### <高校生の提言>



別添	
<b>宮崎アクション</b>	
<p>我々G7 農業大臣は、より生産力が高く、強じて持続可能な農業・食料システムを達成するために、宮崎で議論した以下の点を踏まえ、国際社会の一員として積極的に取り組んでいく。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ロシアのウクライナに対する違法な侵略戦争、自然災害や感染症等の短期的な課題に対応すると同時に、誰一人取り残すことなく、増え続ける世界人口を養いつつ、ネットゼロを達成するために温室効果ガス（GHG）排出を削減し、生物多様性の損失を食い止め反転させる等の長期的な課題に注力する</li> <li>➢ 既存の国内農業資源を持続的に活用し、貿易を円滑化しつつ、地元・地域・世界の食料システムを強化する途を追求し、サプライチェーンを多様化する</li> <li>➢ 公平な、開かれた、透明性のある、予測可能な、無差別でルールに基づいた貿易にコミットし、輸出に関するいかなる不当な制限措置もとらない</li> <li>➢ あらゆる形のイノベーションの実施や持続可能な農業慣行の促進により、農業・食料システムの持続可能性を向上させる</li> <li>➢ 環境に好ましい結果を創出し GHG 排出を削減するため、農業政策の改革・方向転換の努力を必要に応じ強化する</li> <li>➢ ワンヘルスアプローチを強化し、AMR（薬剤耐性）や越境性の動物由来感染症及び植物病害への対策を促進する</li> <li>➢ 食料の損失・廃棄を削減し、健康的な食事を促進するとともに、消費者の情報へのアクセスを改善する</li> <li>➢ 木材やその他産品のための持続可能な森林経営やアグリツーリズムといった、農業に付随する収入の多様化の促進、公共インフラの改善を通じて農村の活性化を支援する</li> <li>➢ 研究・開発を促進するとともに、地元のニーズや状況に応じた、更なるデジタル化を含む新規・既存の技術や慣行を拡大・普及させる</li> <li>➢ 特に若者や女性、十分な発言力のない人々への訓練、普及サービス、知識共有及び教育、並びに資金への平等なアクセスを促進する</li> <li>➢ 政府、民間セクター、農業者並びにすべての利害関係者間の連携を強化し、農業・食料システムへの民間セクターの投資を促進する環境を整える</li> <li>➢ 持続可能な農業サプライチェーンへの継続的な移行を促進するとともに、農業生産によって森林減少・劣化が起こらない持続可能なサプライチェーンへの支援を強化する</li> </ul>	